

第 1 1 章 災害復旧



平成29年発生災害 一般国道186号 道路災害復旧工事
(山県郡北広島町細見)

1 災害復旧事業の概要

災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって被災した公共土木施設を復旧し、公共の福祉と住民生活の安定を図ることを目的としている。

公共土木施設に係る災害復旧事業は、3か年で復旧を完了することとなっているが、近年は、2年度目までにほぼ完了するよう、早期復旧に努めている。

なお、平成29年度及び過去における公共土木施設災害復旧事業の査定状況並びに本県における戦後の主要な災害は、次のとおりである。

2 災害復旧事業の査定状況

(1) 平成29年発生災害（広島市を除く）

（単位：件数、千円）

工種	県		市町		県・市町合計		
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
各工事別内訳	河川	186	2,152,129	175	1,447,082	361	3,599,211
	海岸	—	—	—	—	—	—
	砂防	28	208,316	—	—	28	208,316
	急傾斜	—	—	—	—	—	—
	道路	53	820,598	99	420,488	152	1,241,086
	橋梁	—	—	1	14,333	1	14,333
	港湾	—	—	—	—	—	—
	海岸(港湾に係るもの)	—	—	—	—	—	—
	公園	—	—	—	—	—	—
合計	267	3,181,043	275	1,881,903	542	5,062,946	

(2) 過去の発生災害（広島市を除く）

① 箇所数

（単位：件数）

年災	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
県	10	226	656	76	119	170	250	16	362	267
市町	11	253	745	111	176	148	218	28	408	275
合計	21	479	1,401	187	295	318	468	44	770	542

② 金額

（単位：千円）

年災	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
県	48,119	1,705,105	5,175,734	718,863	655,521	1,096,183	2,683,455	137,967	3,351,199	3,181,043
市町	27,004	894,749	4,216,335	456,961	644,336	621,293	1,028,694	162,285	2,519,470	1,881,903
合計	75,123	2,599,854	9,392,069	1,175,824	1,299,857	1,717,476	3,712,149	300,252	5,870,669	5,062,946

3 広島県の主要災害（昭和20年以降）

発生年月日	種別	気象		人的被害			家屋被害					土木被害				農地被害		その他		備考
		最大風速	雨量	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑流失	田畑冠水	鉄道	船	
S20. 9.17	台風	m/s 30.2	mm 218.7	人 1,231	人 1,077	人 783	戸 2,185	戸 3,538	戸 —	戸 24,193	戸 23,359	か所 1,303	か所 1,223	か所 1,103	か所 —	丁 3,857	丁 10,651	か所 —	隻 —	枕崎台風
S25. 9.14	〃	28.1	144.4	1	1	—	66	403	—	4,592	23,505	174	141	29	—	34	3,595	1	23	キジヤ台風
S26.10.15	〃	33.9	260.3	132	361	34	716	1,267	1,679	5,726	17,863	1,567	3,039	554	487	3,470	1,568	15	1,371	ルース台風
S28. 6. 4 ～ 6. 7	〃	13.2	239.7	2	—	—	13	13	13	58	909	117	171	42	134	28	1,807	—	9	
S28. 7.16 ～ 7.22	梅雨	9.4	181.8	—	1	—	3	3	2	70	410	253	230	119	972	457	5,034	14	—	
S29. 9.13 ～ 9.14	台風	26.2	167.0	2	9	—	30	331	447	10,509	22,912	93	314	5	5	813	4,862	—	33	ジェーン台風
S35. 7. 7 ～ 7. 8	梅雨	8.9	144.2	18	27	—	39	48	88	763	8,081	267	645	164	495	865	11,162	16	—	
S39. 6.24 ～ 6.27	〃	9.7	269.0	7	20	—	5	13	2	47	4,264	328	230	—	—	344	—	—	—	
S40. 6.18 ～ 6.21	〃	5.7	291.0	17	28	—	33	82	53	4,353	34,741	1,077	397	85	—	154	—	39	—	
S42. 7. 7 ～ 7. 9	〃	6.0	198.5	159	231	—	532	701	643	4,898	32,910	1,715	1,065	108	—	93	—	110	25	呉地区集中豪雨
S44. 6.28 ～ 7. 8	〃	—	511.0	7	21	—	23	37	133	595	10,237	827	924	13	317	44	6,371	8	—	
S47. 7. 9 ～ 7.14	〃	6.7	552.0	35	105	4	349	2,170	486	5,169	11,031	7,360	4,637	313	950	169か所		189	1	三次 564mm
S47. 8.20 ～ 8.21	低気圧	9.5	206.0	2	9	—	16	19	60	512	4,950	8,703	5,696	332	1,220	714か所		18	—	
S51. 9. 8 ～ 9.13	台風前線	21.5	457.0	16	29	—	29	35	123	321	6,353	3,219	2,828	22	—	81.56ha		40	—	
S54. 6.26 ～ 7. 2	梅雨	—	422.0	1	5	—	5	7	93	152	3,201	2,552	1,494	18	494	141ha		25	—	
S56. 6.25 ～ 7. 4	〃	—	618.0	4	11	—	2	5	55	22	902	1,823	1,570	4	2	652.1ha		50	—	江田島町、呉市 山崩れ
S58. 7.20 ～ 7.23	〃	—	518.0	—	2	—	8	3	14	73	538	2,857	1,274	19	—	201ha		8	—	昭和58年7月豪雨
S60. 6.21 ～ 7. 6	〃	—	1,080.0	2	3	—	6	20	56	441	3,119	4,594	2,731	12	—	184ha	14ha	75	—	
S63. 7.20 ～ 7.21	〃	—	276.0	14	11	—	38	20	15	72	459	304	219	7	59	29.39ha		21	33	
H 3. 9.27 ～ 9.28	台風	36.0	182.0	6	49	—	50	442	22,661	3,005	9,162	23	160	2	3	38か所		88	668	台風第19号
H 5. 6.28 ～ 7. 5	梅雨	—	142.0	4	1	—	1	1	14	5	285	667	619	3	2	36.00ha		4	—	
H11. 6.24 ～ 7. 3	〃	—	446.0	31	59	1	101	68	300	1,284	2,763	1,767	963	18	—	2,638か所		62	—	平成11年6月29日 梅雨前線豪雨
H11. 9.23 ～ 9.24	台風	32.1	145.0	5	60	—	2	7	1,296	141	1,033	206	160	2	—	178か所		66	—	台風18号
H13. 3.24	地震	—	—	1	193	—	49	344	33,609	—	—	53	704	8	—	—		—	—	平成13年芸子地震 マグニチュード6.7 最大震度6弱
H16. 8.30 ～ 8.31	台風	18.0	161.0	—	9	—	1	4	88	1,379	5,799	61	61	—	—	11.48ha		—	—	台風16号
H16. 9.7 ～ 9.8	〃	33.3	151.0	5	142	—	27	204	16,582	860	3,128	65	140	—	—	6.60ha		—	—	台風18号
H17. 9.6 ～ 9.7	〃	19.3	346.0	—	13	—	7	75	135	240	1,741	469	275	6	—	55.36ha		—	—	台風14号
H18. 7.14 ～ 7.21	梅雨	—	175.0	—	—	—	—	—	3	4	100	465	209	—	—	90.82ha		3	—	梅雨前線豪雨
H18. 9.16 ～ 9.18	台風	21.5	259.0	1	7	1	4	8	37	76	419	462	214	9	—	88.25ha		—	—	台風13号
H21. 7.19 ～ 7.27	梅雨	—	187.5	1	4	—	3	—	17	29	271	274	167	1	—	13.16ha		11	—	梅雨前線豪雨
H22. 7.11 ～ 7.16	梅雨	—	516.0	5	6	—	19	35	72	254	1,407	831	413	3	—	82.87ha		39	—	梅雨前線豪雨
H26. 8.19 ～ 8.21	低気圧	—	287.0	74	69	—	179	217	190	1,086	3,097	395	162	—	1	15.94ha		—	—	

＝ 第 1 2 章 公共用地・土地収用 ＝



福山スマートインターチェンジ関連事業（福山市津之郷町）

1 公共用地の取得

(1) 必要性

活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりを推進していくためには、道路・港湾等の事業による交通体系の整備、治水・砂防等の事業による県土の保全、下水道・公園事業による住環境などの安定を図る整備が必要である。こうした事業を実施していくためには、公共用地の取得等が不可欠である。

(2) 事務の概要

公共用地取得等の事務は、必要な事業計画の周知を図り、土地等の権利者との交渉を行って、契約等の手続きを経て、土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

国では、土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため、昭和37年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

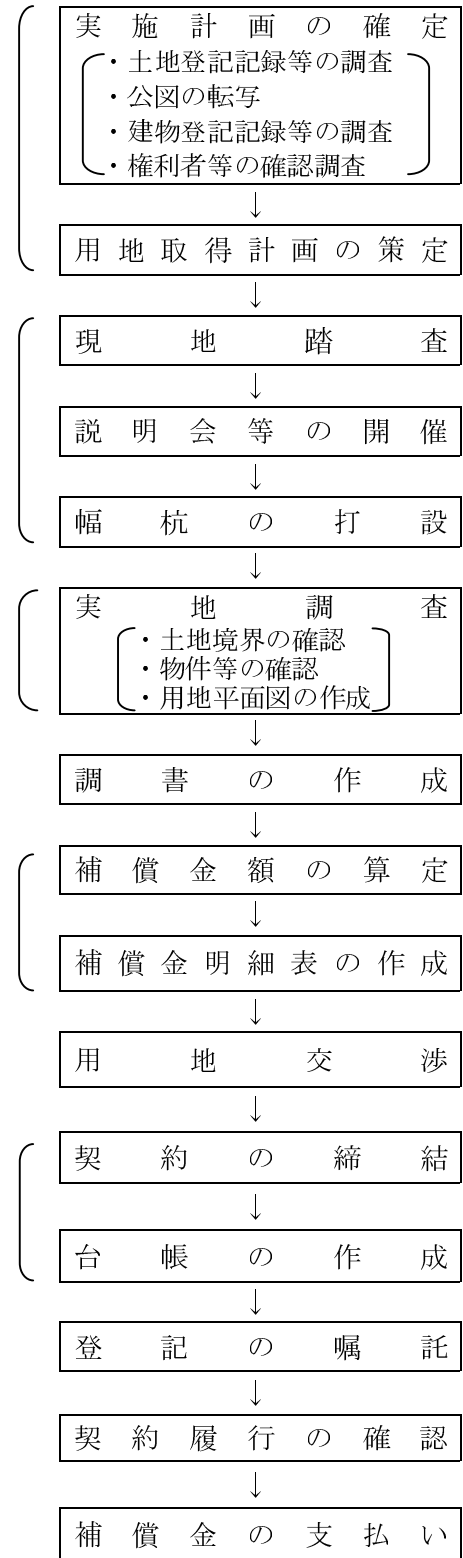
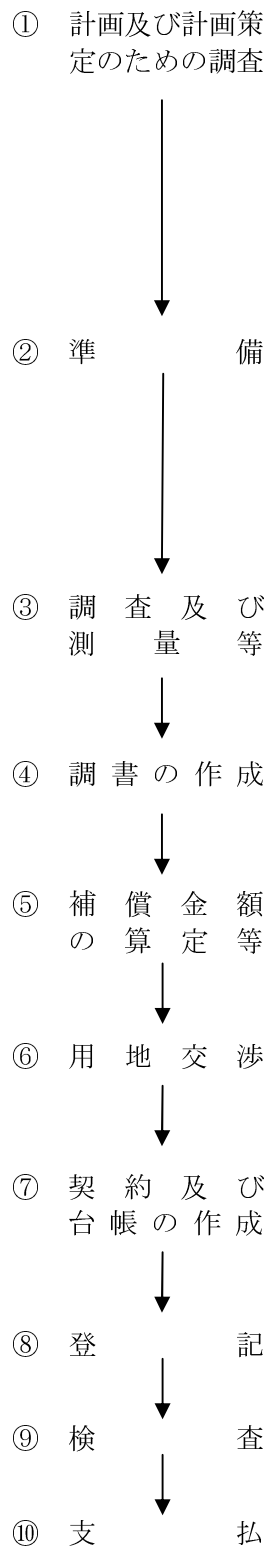
本県においても、この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し、損失補償の方法、補償額算定の時期、土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて、これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めているところである。

(3) 取得促進の方策

「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月制定）を定め、事業効果の早期発現と説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに、先行取得制度の活用を図りながら、用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

(参考) 用地取得の手順

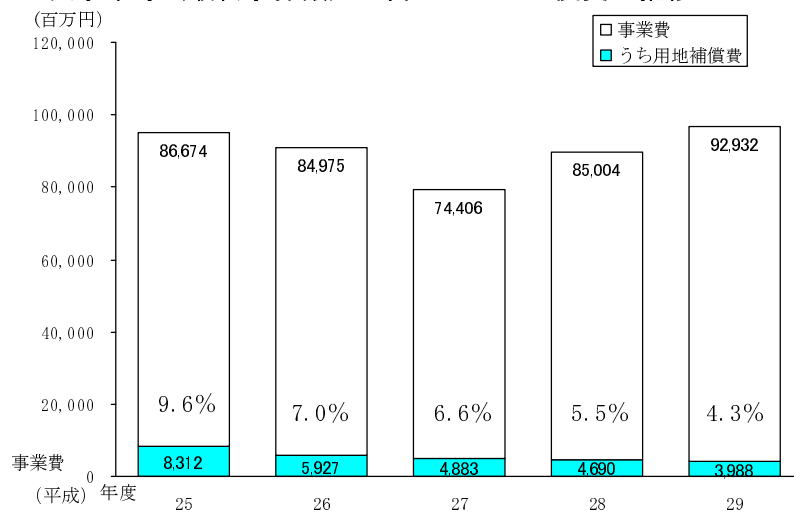
公共事業のための用地取得は、次のような手順で進めている。



2 公共事業における用地取得実績

用地費及び補償費						
年度	用地取得箇所数	用地費		補償費		計(千円)
		取得面積(m ²)	金額(千円)	物件件数(建物)(件)	金額(千円)	
H25	367	445,266	2,438,935	753(142)	5,874,003	8,312,938
H26	371	531,406	1,714,199	694(106)	4,213,563	5,927,762
H27	347	344,365	1,628,586	651(93)	3,254,901	4,883,487
H28	360	445,384	1,704,323	546(81)	2,986,196	4,690,519
H29	326	320,074	1,324,307	463(57)	2,664,200	3,988,507

公共事業等（最終予算額）に占める用地補償費の推移



3 土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために、公共用地の取得に伴い必要に応じて、土地収用制度を活用している。この制度は、大きく分けて次の二つの手続きがある。

(1) 事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が、事業が真に公共のためになるものであること等を確認し、起業者に対して、土地を収用し、又は使用することができるという地位を付与する制度

- 大臣が認定する事業：主に国又は都道府県等が起業者である事業
- 知事が認定する事業：主に市町等が起業者である事業

平成 29 年度における事業認定

大臣認定（起業者：広島県） 該当事業なし

知事認定（起業者：市町等） 該当事業なし

(2) 裁決

収用委員会が、私有財産に対する正当な補償を定め、土地等の収用又は使用を決定する制度

平成 29 年度における裁決申請件数（起業者：広島県）

2 件（備後圏都市計画道路事業 3・4・613 号山手赤坂線）

第13章 建設業



若手技術者との意見交換



現場見学

学生向け説明会（県立総合技術高等学校）

1 建設産業の課題に対する取組

建設産業は、これまで県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や、生産・物流等の経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として、また、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしてきた。

また、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、道路維持業務や除雪などといった社会資本の適正な維持管理の担い手としても活躍してきた。

さらに、大雨や地震などの災害発生時には、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行ってきており、平成26年8月に広島市で発生した豪雨災害や、平成30年2月の大雪に対する除雪作業への対応において、その重要性が改めて認識されたところである。

しかしながら、建設産業は、厳しい経営環境に置かれており、かつて拡大を続けていた建設投資は、県内では平成3年度にピークを迎えた後に減少を続け、平成20年度以降はピーク時の5割を下回っている。

また、建設産業は、高齢化が進み、若年者等の入職者も少ないことから、技術者や技能労働者などの建設産業従事者が不足し、施工体制の弱体化などが懸念されている。

こうしたことから、県内においても、将来的には、地域によっては「社会資本整備の担い手」の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安心で安全な生活に支障が出るのが懸念されている。

本県では、「社会資本未来プラン」の関連計画として平成23年度に策定した「広島県建設産業ビジョン2011」及び「入札契約制度中期計画」の計画期間の満了に伴い、新たに「広島県建設産業ビジョン2016」を策定し、将来にわたって「地域における社会資本整備の担い手が確保されつづけている状態」に向けて具体的な取組を実施していくこととしている。

(1) 建設業の担い手確保・育成の推進

ア 学生向け魅力発信・就職支援の取組

(ア) 土木系学生向け説明会

建設業への入職促進のため、土木系高校等において、若手技術者との意見交換や工事現場見学を通じた説明会を開催。

(イ) 女子学生と女性技術者との交流会

女子学生に建設業界に興味を持ち、入職の契機としてもらうため、女子学生と女性技術者との交流会を開催。

(ウ) 高校生資格取得支援

2級土木施工管理技士資格取得支援の受験講座を開催。

イ 小中学生等向け魅力発信の取組

小中学生等の次世代への魅力発信のため、広島市内において、業界団体と連携した建設フェアを開催。

ウ 建設業における人材確保育成・経営改善の取組

若手・中堅技術者を対象としたセミナーや、持続的経営に向けた取組支援のため経営者向けセミナーを開催。

(2) 入札・契約制度の改善

平成30年度の建設工事等に係る入札・契約制度の主な改正については、次のとおりである。

ア 地域維持業務について、地域維持型JV制度の導入等の入札契約制度を整備

イ 「持続可能な建設産業」の実現に向けた週休2日モデル工事等の実施

ウ 下請負人に係る社会保険等未加入対策の強化

2 建設業の許可

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和24年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上※の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

(※一定規模以上=1件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金500万円以上の工事)

各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位：者)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知事許可業者	11,509	11,560	11,360	11,332	11,327
県内大臣許可業者	254	257	260	271	268
合 計	11,763	11,817	11,620	11,603	11,595

年間許可申請処理件数（知事許可）

(単位：件)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新 規	380	517	482	510	541
業種追加	154	181	184	434	501
更 新	874	1,203	2,415	2,583	2,492
合 計	1,408	1,901	3,081	3,527	3,540

事務所別建設業許可業者数及び建設業許可申請処理件数

(平成30年3月31日現在)

事務所別	許 可 業 者 数			許 可 申 請 処 理 件 数	
	知事許可業者	県内大臣許可業者	合 計	知事許可業者	県内大臣許可業者
西部建設事務所	6,408 (6,355)	177 (178)	6,585 (6,533)	1,837 (1,965)	53 (55)
〃 呉支所	822 (853)	12 (12)	834 (865)	248 (265)	3 (2)
〃 東広島支所	727 (729)	15 (14)	742 (743)	218 (212)	4 (4)
東部建設事務所	3,007 (3,018)	60 (62)	3,068 (3,080)	876 (970)	30 (20)
北部建設事務所	363 (377)	4 (5)	367 (382)	111 (111)	1 (2)
合 計	11,327 (11,332)	268 (271)	11,595 (11,603)	3,527 (3,527)	91 (83)

(注) 1 () は、平成29年3月31日現在の数である。

2 県内大臣許可申請処理件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務として処理（経由）した件数である。

3 経営に関する事項の審査

経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で、公共工事に参加する建設業者の企業力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

平成 30 年度の改正では、建設産業における社会保険の加入促進に向けた取組の一環として、社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化が図られることとなった。また、地域力の強化の観点から、防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大及び建設機械の保有状況の加点方法の見直しが行われた。

なお、平成 29 年度における審査件数は、次のとおりである。

経営事項審査件数 (平成 30 年 3 月 31 日 現在)

事務所別	区 分	区 分	
		知事許可業者	大臣許可業者
西部建設事務所		1,258	109
〃	呉支所	320	9
〃	東広島支所	245	10
東部建設事務所		953	42
北部建設事務所		157	4
合 計		2,933	174

(注) 大臣許可業者審査件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務として処理(経由)した件数である。

4 入札参加資格審査

県が発注する建設工事等の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については、隔年で受け付けており、平成 29・30 年度分については、平成 28 年 11 月に受付を行い、平成 29 年 5 月、7 月、10 月及び平成 30 年 2 月に追加の受付を行った。資格認定は、各業者の経営事項審査結果(客観的事項)と県工事成績、県の指名除外等の状況(主観的事項)を総合して行っており、一部の業種を除き業種ごとに 3～4 の等級に区分し、これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

一方、測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者についても、建設工事等と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は、業務実績高や技術者の状況等(客観的事項)と県の指名除外等の状況(主観的事項)を総合して行っており、その他業務を除き分野ごとに 3 つの等級に区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。

平成 30 年 3 月 31 日現在における資格認定者数は、次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況 (平成 30 年 3 月 31 日 現在)

	入札参加資格認定者数		
	建 設 工 事 等		コンサルタント等
	知事許可業者	大臣許可業者	
県 内	2,152	144	365
県 外	63	604	437
合 計	2,215	748	802

(注) 「県内」、「県外」については、建設工事等は主たる営業所、コンサルタント等は登記簿上の本店の所在地により区分している。

5 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、平成29年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数

(単位：件)

年度	手続	前年度 繰越件数 (A)	当年度 申請件数 (B)	当年度 取扱件数 (A+B)	当年度 終了件数 (C)	未処理 件数 (A+B-C)	審理開催 回数
平成29	あっせん	0	0	0	0	0	0
	調停	1	1	2	2	0	3
	仲裁	1	2	3	2	1	11
	合計	2	3	5	4	1	14

6 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。(平成29年度：5件)

7 浄化槽工事業の届出・登録

昭和60年10月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者(浄化槽工事業者という。)は都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者(特例浄化槽工事業者という。)は、登録にかえて届出が義務付けられた。

なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移

(単位：者)

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
浄化槽工事業者	県内	122	92	83	82	85
	県外	2	1	1	1	1
	合計	124	93	84	83	86
特例浄化槽工事業者	県内	837	679	682	665	669
	県外	129	91	92	91	96
	合計	966	770	774	756	765

8 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が平成12年5月に制定され、平成13年5月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者(建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業及び解体工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。)は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業者の登録業者数の推移は、次のとおりである。

解体工事業者の登録業者数

(単位：者)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
県内	120	117	137	147	154
県外	9	7	7	6	7
合計	129	124	144	153	161

9 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査（毎月1回）及び建設工事施工統計調査（年1回）を実施している。

